



住宅耐震改修に係る固定資産税減額措置適用申告書

年 月 日

南あわじ市長 様

申告者 住 所

(納税義務者) 氏名(名称)

連絡先 () -

南あわじ市税条例第10条の3第8項及び11項及び14項の規定により、住宅耐震改修工事に伴う固定資産税減額措置の適用について申告します。

家屋の所在地		南あわじ市				
家屋番号	種 類	構 造	床面積 (うち居住部分)	建築年月日	登記年月日	耐震改修工事 完了年月日
			m ² (m ²)	年 月 日	年 月 日	年 月 日
			m ² (m ²)	年 月 日	年 月 日	年 月 日
住宅耐震改修工事に要した費用(A)			円			
工事完了後三カ月以内に申告書を提出できなかった理由			円			

[添付書類]

- A 耐震改修費用が確認できる書類の写し(一戸あたり50万円以上であること)
- B 現行の耐震基準に適合したことを証明する以下のいずれかの書類の原本(特定改修住宅は①に限る)
- ① 増改築等工事証明書(証明の目的が地方税に関する書類の原本 返還できません。)
- ※証明の目的が租税特別措置法に関するものは税務署用です。受理できません。
- ※証明者:建築士事務所に属する建築士(建築士免許証の写しの添付が必要)
- 指定確認検査機関・登録住宅性能評者機関・住宅瑕疵担保責任保険法人
- ② 住宅耐震改修証明書(証明の目的が地方税に関する書類の原本 返還できません。)
- ※証明の目的が租税特別措置法に関するものは税務署用です。受理できません。
- ③ 住宅性能評価書(改修工事完了後に交付を受け、耐震等級が等級1、等級2、等級3いずれかのもの)
- C 認定通知書(又は変更認定通知書・承認通知書)の写し(特定改修住宅の場合のみ必要)
- ※特定改修住宅・・・令和8年3月31日までの耐震改修工事によって長期優良住宅の認定を受けた、一戸当たり床面積が50㎡(一戸建て以外の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下の改修住宅

※処理事項	調査年月日		調査員		入力処理		確認処理	
-------	-------	--	-----	--	------	--	------	--

減額適用要件一覧

チェック項目		適 用 範 囲
1	家屋建築年月日	昭和57年1月1日以前から所有する住宅
2	改修内容	建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合した耐震改修工事をおこなった住宅
3	工事の費用	1戸あたり50万円を超えていること
4	家屋床面積	特定改修工事の場合は、回収後の床面積が50㎡以上280㎡以下であること
5	期限	令和8年3月31日までに工事を完了すること

減額適用にあたっての注意

1	減額の範囲	居住部分一戸あたり120㎡まで(120㎡を超える場合は120㎡相当分)
2	減額の期間及び割合	工事が完了した年の翌年度に、対象家屋の固定資産税を1/3減額する 特定改修住宅の場合は、対象家屋の固定資産税を2/3減額する

添付証明書の発行元

1	耐震改修証明書	南あわじ市都市政策課
2	増改築等工事証明書	建築士事務所に属する建築士(建築士免許証の写しの添付が必要) 指定確認検査機関・登録住宅性能評者機関・住宅瑕疵担保責任保険法人
3	住宅性能評価証明書	登録住宅性能評価機関
4	認定通知書	兵庫県まちづくり部住宅政策課

その他

- ◆ 同じ年度において、バリアフリー改修工事、省エネ改修工事、マンションの長寿命化に資する大規模修繕工事等による減額措置と重複して適用を受けることはできません。
- ◆ 減額申告書へのマイナンバー(個人番号又は法人番号)の記載について、平成28年1月1日以降の申告分より、申告書様式にマイナンバー(個人番号又は法人番号)の記載欄を設けることを定める法令改正がなされておりますが、当市ではマイナンバーの記載がない申告書の提出を受ける場合においても、従来通り有効な申告があったものとして受理します。

お問い合わせ先

南あわじ市役所 税務課 固定資産税係 家屋担当

TEL 0799-43-5213

FAX 0799-43-5313